

○法務省
厚生労働省告示第七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習を次のように定める。

平成二十九年九月八日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
----	-----

株式会社オファーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
公益社団法人全国労働基準 関係団体連合会	東京都千代田区神田小川町三丁目二十八番地二
公益財団法人国際研修協力 機構	東京都港区芝浦二丁目十一番五号
株式会社オープンリソース	東京都新宿区下落合二丁目一番八号
株式会社ウエルネット	東京都新宿区新宿二丁目五番十二号FORECAST新宿AVE NUE二階
一般社団法人関西環境開発 センター	大阪府大阪市北区中津一丁目二番十九号
株式会社PMC	大阪府大阪市北区南森町一丁目四番十九号
特定非営利活動法人ビザサ ポートセンター広島	広島県広島市中区上八丁堀八番二十六―八百三号
特定非営利活動法人グロー バルライフサポートセンター	福岡県福岡市博多区上川端町十二番二十八号

び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
公益社団法人全国労働基準 関係団体連合会	東京都千代田区神田小川町三丁目二十八番地二
公益財団法人国際研修協力 機構	東京都港区芝浦二丁目十一番五号
株式会社オープンリソース	東京都新宿区下落合二丁目一番八号
株式会社ウエルネット	東京都新宿区新宿二丁目五番十二号FORECAST新宿AVE NUE二階
特定非営利活動法人ビザサ ポートセンター広島	広島県広島市中区上八丁堀八番二十六―八百三号
特定非営利活動法人グロー バルライフサポートセンター	福岡県福岡市博多区上川端町十二番二十八号

附 則

この告示は、平成二十九年十一月一日から適用する。